

「お知らせ」

## ハローワークに求人を申し込まれる労働者派遣事業者の皆様へ

ハローワークでは、労働者派遣事業を行う事業者からの求人（派遣労働者以外の労働者を求めるものを除く。）の申込みについては「派遣求人」として区分し、求職者に必要な情報を提供するため、以下のとおり取り扱っています。

- ① 求人票の職種名の欄に（派）を表示
- ② 求人票の就業場所欄に派遣先の具体的な住所及び事業所名を表示
- ③ 雇用期間と派遣期間が異なる場合は、求人票の求人条件にかかる特記事項欄に派遣期間を表示
- ④ 就業場所別、職種別に求人票を作成
- ⑤ 求人の受理は、派遣先が確定しており速やかに雇用関係を結ぶことが明らかである場合に限定

しかし、最近、派遣労働者の登録を目的として、派遣先が確定していない求人を申し込む事案が多数発生し、ハローワークに利用者や派遣先企業から多くの苦情が寄せられております。

このような事案は、当該求人企業及び派遣先企業との信頼を損ねるばかりではなく、求職者からの信頼にも大きく影響を及ぼすものであります。

このため、これまでハローワークでは、派遣求人に係る労働者派遣契約等について、主に求人申込書の記載内容及び口頭で確認して参りましたが、このような事態を解消すべく、今後はその再発防止のため、求人を受け付ける際において、確定した求人（対価を払って自己のために雇用関係によって他人の労働力の提供を求めようとする者）であることをより具体的に確認することとしました。

従いまして、今後受理する派遣求人に関しては、契約書等を確認させていただくほか、書面等により確認できない場合は派遣先に対し確認することとさせていただくことと致しました。

そのうえで、求人票に必要項目を表示しない、求人内容について必要な確認ができない又は求職者から苦情等があった場合には、当該求人の受付を保留又はお断りすることや受理した求人への紹介を保留とさせていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

求職者の皆様が安心して求職活動ができるための、さらなるご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成19年9月28日

厚生労働省  
栃木労働局  
ハローワーク